

官庁施設の被災情報伝達要領（案）

1. 目的

官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設となるなど、入居する官署の業務等に応じた役割を担うこととなる。

このため、災害が発生した場合、当該施設に求められる機能が確保されているかを確認するため、施設管理者は速やかに施設の点検を行う必要がある。その結果、施設に被害が生じていた場合、施設管理者は継続使用の可否、応急措置の要否等を判断し、入居する官署の業務等に支障を生じさせないよう所要の措置を速やかに講じるほか、来訪者等の安全を確保し、二次災害の防止に努める必要がある。また、施設の点検や使用可否判断等には建築・設備に関する専門技術や知見が必要となる場合があることから、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局等[※]における官庁営繕関係部局（以下、「官庁営繕部等」という。）は、各施設の被災情報を踏まえ、優先度に応じて施設管理者への技術的支援を適切に実施する必要がある。

このように、災害時には施設管理者と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要がある、職員や通信手段に限られる状況においても官庁施設に関する被災情報等を両者で適切に共有することが重要となる。

本要領は、災害時の官庁施設に関する被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的とする。

※地方整備局等：国土交通省地方整備局、北海道開発局および内閣府沖縄総合事務局を示す。

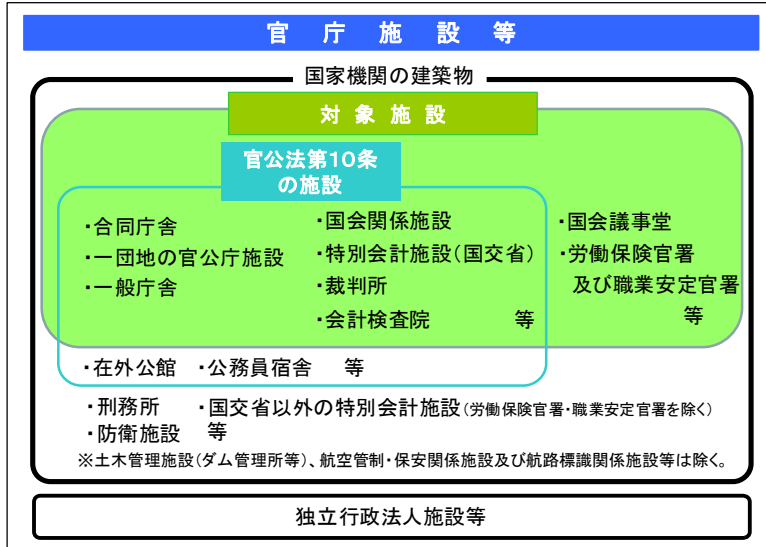
2. 対象施設

災害時において被災情報を伝達する施設（以下「対象施設」という。）は、官公庁施設の建設等に関する法律第 10 条により国土交通大臣が営繕等を行う施設、労働保険官署及び職業安定官署に係る施設、特定国有財産整備計画に基づき国土交通省が新営した施設、並びに「国家機関の建築物のうち特に重要な建築物を定める件」（平成 16 年国土交通省告示第 456 号）に規定する施設とする。

ただし、以下の施設は対象外とする。

- ・ 在外公館
- ・ 公務員宿舎
- ・ 皇室用財産のうち宮内庁本庁舎を除く施設
- ・ 厚生労働省施設のうち国立ハンセン病療養所、国立児童自立支援施設、国立障害者リハビリテーションセンター及びそれらの下部機関
- ・ 環境省施設のうち国立公園事業及び鳥獣保護区における保全事業による施設
- ・ 国土交通省施設のうち土木管理施設（河川・道路等の土木構造物を管理するために附帯して整備される施設でダム管理所等をいう。）、航空管制・保安施設及び航路標識関係施設等

【参考】対象施設



3. 災害に応じた情報伝達内容等

次の（１）及び（２）により災害の種類や規模に応じて情報伝達内容等を設定するほか、優先対応施設を設定するものとする。

（１） 災害に応じた情報伝達を行う対象施設の範囲及び伝達内容

- ① 施設の所在地において震度５強以上の地震が観測された場合は、施設の被害の有無（「有」の場合は、その被災情報とも）を伝達する。
 なお、個別施設に対応した震度観測点については、予め各地方整備局等にて設定し、８（１）により各省各庁に送付することし、震度観測点における震度に関する情報は各施設管理者が気象庁HP等より入手することとする。
- ② その他の災害（施設の所在地において震度５弱以下の地震が観測された場合を含む）により、施設に被害が生じた場合は、その被災情報を伝達する。

（２） 優先対応施設の設定

災害応急対策活動を実施する施設等を「優先対応施設」として設定し、「優先対応施設」以外の「その他施設」と区分する。官庁営繕部等は、震度５強以上の地域に所在する「優先対応施設」について、発災直後の初動期において、各省各庁の業務継続計画等に応じて、各施設の使用可否や応急措置に係る助言等を優先的に実施する。

個別の優先対応施設の設定は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（国土交通省告示第 2379 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日国土交通省告示第 309 号）別表（１）～（11）に規定する施設を基本として、各地方整備局等が各省各庁の施設管理者と調整の上、設定することとする。

なお、「優先対応施設」としての取扱は、発災直後の初動期におけるものであり、応急対策活動期後においては、施設を区分せず対応する。

【参考】災害の種類・規模、官署に応じた、施設の3区分（A、B、C）

地震災害		その他の災害
震度5強以上の地域に 所在する全ての施設	C 震度5弱以下の 地域に所在する 被害があった施設	被害があった施設
A 優先対応施設 B その他施設		
被害の有無 被害の状況	被害の状況	

【参考】発災直後の初動期における官庁営繕部等の対応（最大震度5強以上を観測した場合）

	優先対応施設	その他施設
被災の有無と その状況の把握	・施設管理者から伝達を受ける。	
夜間・休日発災時におけ る被災情報の把握	・各省各庁の業務継続計画等に応じて、 <u>速やかに被災状況の把握を行う。</u>	・開庁日以降の確認とする。
一定時間を超えて被災情 報が伝達されない場合	・問合せを行い確認を行う。また、必要 に応じて、 <u>実地にて被災状況を確認する。</u>	・応急対策活動期後の確認とする。
使用可否判断や 応急措置に係る助言	・優先的に実施する。	・要請があれば可能な範囲で実施する ・被害が重大なら優先的に実施する。

4. 伝達様式

被災情報の伝達は次の（1）～（3）の様式によるものとする（別添1 参照）。

ただし、秘匿性を有する施設等の被災情報の伝達にあたっては別途様式を定めることができるものとする。

（1）様式1（被災情報のとりまとめ）

被災情報のとりまとめを行うための様式。

各施設の基本情報欄については、事前に入力しておき、被災情報欄については、発災後に「様式2」の集計欄の内容を転記する。

（2）様式2（各施設の被災情報）

個々の施設の被災情報を伝達するための様式。

次の様式内に示す点検の段階毎に施設管理者が安全を確保しながら点検を実施し、記入する。

0. 建物調査可否（火災や浸水など）
1. 建物全体及び周囲（建物に近寄らずに一見して危険とわかる事項）
2. 建物外部（建物外部から確認できる構造躯体、落下危険物等）
3. 建物内部（災害対策本部や災害応急対策活動を行うエリアの内装仕上材の破損・電力の確保状況等）

なお、上記の各項目において調査不可又は立入不可の判断を行った場合は、以降の被災情報項目の記入は不要とする。

(3) 様式3 (各施設の被災状況写真)

施設に被害があった場合に、被災部位の写真を添付し伝達するための様式。

施設管理者において、被害の部位や状況を把握しやすいよう、遠景と近景を撮影し、様式内に添付する。

5. 情報伝達ルートと伝達事項

(1) 施設管理者から官庁営繕部等への情報伝達ルートと伝達事項

各省各庁の各施設管理者から官庁営繕部等に至る被災情報の伝達ルートは、情報伝達の確実性の観点から可能な限り複数ルートを確認するため、次の①～③によることとする。

ただし、秘匿性を有する施設等の被災情報の伝達にあたっては別途伝達ルートを定めることができるものとする。

また、官庁営繕部等への伝達ルートについては、地方整備局等が各省各庁と調整の上、予め定めることとする。

① 施設管理者からの情報伝達

各施設管理者（本省庁等及び地方ブロック機関等の施設の管理者を含む）は、所管する施設の被災情報を「様式2」により官庁営繕部等と自らの上位機関に伝達する。

その際、被害があった施設については、「様式3」を添付する。

② 地方ブロック機関等からの情報伝達

各省各庁の地方ブロック機関等は、施設管理者より報告のあった各施設の「様式2」（自らの施設の「様式2」を含む）の被災情報を「様式1」にとりまとめ、「様式1」及び「様式2」により地方整備局等と自らの上位機関に伝達する（地方整備局等への伝達にあたり、伝達先の地方整備局等官庁営繕関係部局の所管地域に合わせた施設の抽出は不要とする。）。

その際、被害があった施設については、「様式3」を添付する。

③ 本省庁等からの情報伝達

各省各庁の本省庁等は、本省庁等に附属する施設等機関から報告のあった「様式2」（自らの施設の「様式2」を含む）の被災情報を「様式1」にとりまとめ、各地方ブロック機関等から報告のあった「様式1」と統合し、国土交通省大臣官房官庁営繕部に伝達する。

また、官庁営繕部等の要請に応じて、「様式2」により各施設の被災情報を国土交通省大臣官房官庁営繕部に伝達する。

(2) 国土交通省内の官庁営繕部、地方整備局等官庁営繕関係部局間の情報伝達ルートと伝達事項

国土交通省内の官庁営繕部、地方整備局等営繕部及び営繕事務所間の情報伝達ルート及び伝達事項は次の①及び②によることとする。

① 営繕事務所から地方整備局等営繕部への情報伝達

営繕事務所から地方整備局等営繕部への情報伝達ルートと伝達事項は、各地方整備局等において定めることとする。

② 地方整備局等営繕部から官庁営繕部への情報伝達

地方整備局等営繕部は管内施設の被災情報を「様式1」にとりまとめの上、「様式2」とともに国土交通省大臣官房官庁営繕部に伝達する。

その際、被害があった施設については、「様式3」を添付する。

(3) 情報伝達ルート区分（「メインルート」等の設定）

各省各庁から国土交通省大臣官房官庁営繕部への情報伝達ルートについては、効率化の観点から、予め「メインルート」と「バックアップルート」に区分し、それぞれのルートの情報を次の（i）～（iii）のとおり使い分けることとする。

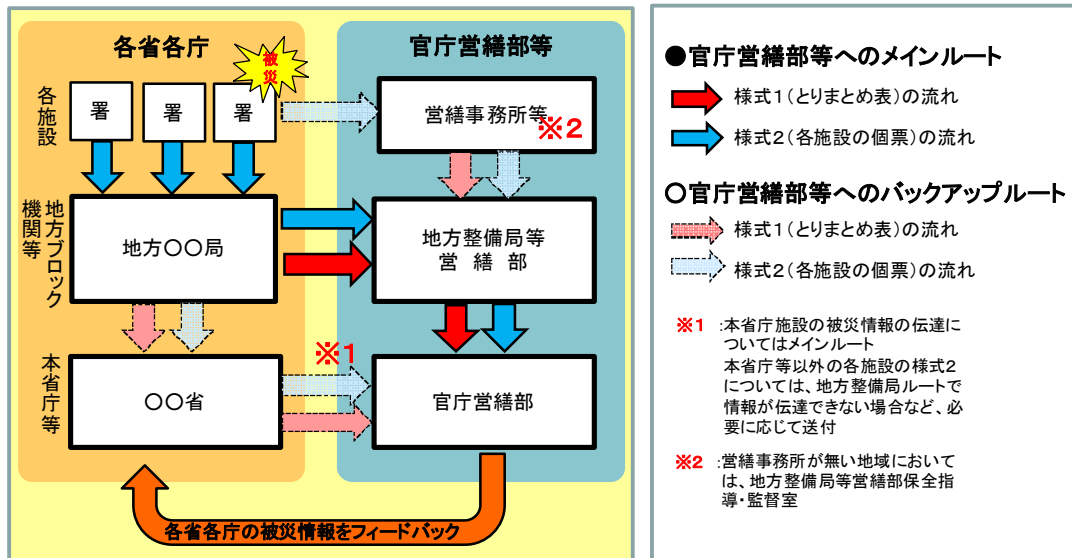
- （i）「様式1」への被災情報のとりまとめにあたっては、原則として「メインルート」からの被災情報を元に行うこととする。
- （ii）「バックアップルート」からの被災情報は、通信途絶等により、「メインルート」からの被災情報において一部施設の被災情報が欠落している場合などに、その情報を補完するものとして取り扱うものとする。
- （iii）「メインルート」と「バックアップルート」の各施設の被災情報に差異が見られる場合は、効率性の観点から原則「メインルート」からの情報を正として取り扱うものとする。

(4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部から各省各庁への情報伝達

大規模災害時において、国土交通省大臣官房官庁営繕部は、各省各庁から伝達された全ての省庁の対象施設の被災情報を「様式1」にとりまとめの上、各省各庁の本省庁等に情報提供を行うこととする。

ただし、秘匿性を有する施設等に関する情報については除外することとする。

【参考】 各省各庁から官庁営繕部等への複数ルート確保のイメージ図



6. 情報伝達時期

被災情報の第1報の伝達時期は次の（1）及び（2）によるものとする。

また、第2報以降は、「3. 建物内部・ライフラインの被害」の把握の進展や余震後の再点検等により被災情報に更新又は修正の必要が生じてから、原則1時間以内に送付することとする。

なお、「優先対応施設」については、発災直後の初動期において、発災後一定時間を超えて被災情報が伝達されない場合は、必要に応じて官庁営繕部等から各省各庁への問い合わせ等を行うこととする。

(1) 地震災害の場合

地震災害の場合、伝達時期は次の①及び②の場合に分けることとする。

① 勤務時間内に発災した場合

各省各庁の本省庁等及び国土交通省大臣官房官庁営繕部にて、概ね3時間以内で対象施設全体の被災情報の概況を把握できるように、次の(i)及び(ii)により情報伝達を行う。

(i) 様式2 (各個別施設の被災情報)

発災から原則1時間以内に伝達する。

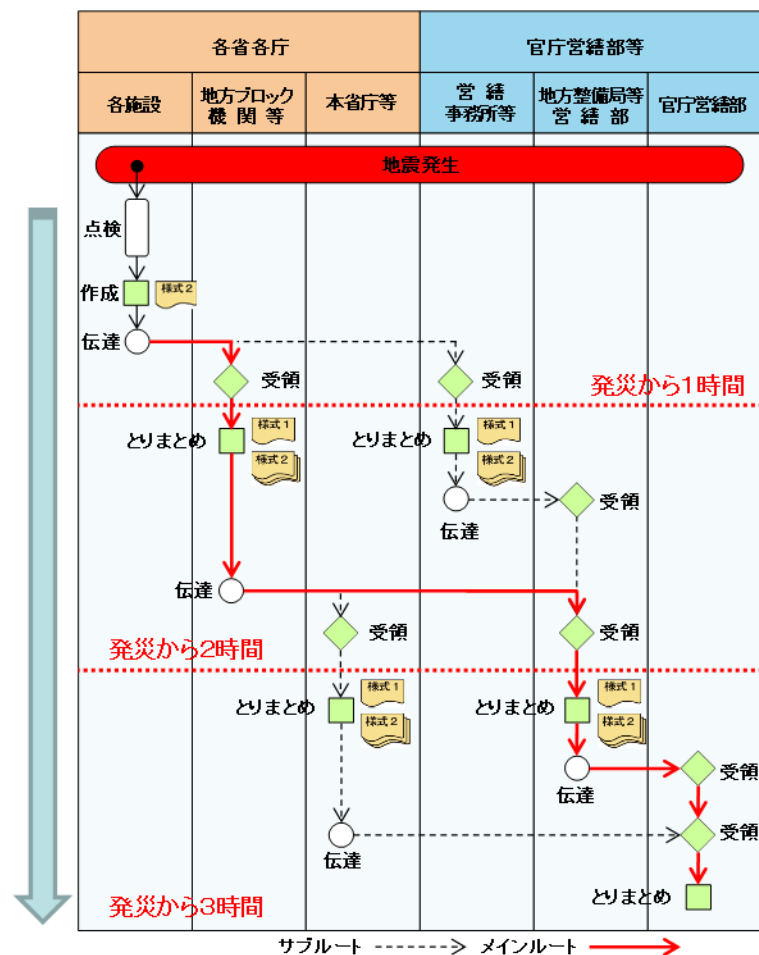
なお、大規模施設や合同庁舎等において、「様式2」の「3. 建物内部・ライフラインの被害」の把握等に時間を要する場合は、「3. 建物内部・ライフラインの被害」については「調査中」として伝達する。

(ii) 様式1 (被災情報のとりまとめ)

発災から原則2時間以内に、とりまとめを行い、伝達する。

なお、時間内に全ての被災情報が把握できない場合であっても、その時点で把握できている被災情報のとりまとめと伝達を行うものとする。

【参考】情報伝達ルートと伝達時期の例（地震災害が勤務時間内に発災した場合）



② 勤務時間外に発災した場合

出来る限り早期に対象施設全体の被災情報の概況を把握できるよう、次の(i)及び(ii)により情報伝達を行う。

(i) 様式2 (各個別施設の被災情報)

各省各庁の業務継続計画等に基づき登庁後、点検を行い、速やかに伝達する。

(ii) 様式1 (被災情報のとりまとめ)

各省各庁の業務継続計画等に基づき登庁後、とりまとめを行い、速やかに伝達する。

なお、全ての被災情報が把握できない場合であっても、被災情報の把握状況等を踏まえ、適時に被災情報のとりまとめと伝達を行うものとする。

(2) その他の災害の場合

その他の災害による施設の被害を把握した場合、速やかに伝達する。

7. 情報伝達手段

被災情報の伝達手段は、原則としてパソコンによる電子メールとする。電子メールが使用できない場合は、FAX等により伝達する。

ただし、施設管理者からの各個別施設の被災情報(様式2)については、パソコンによる電子メールが使用できない場合は、携帯電話またはスマートフォンのメール機能を使用することが可能である(別添2 参照)。

なお、電子メール1通当たりのデータ容量は、大容量データを送信するシステムを活用する場合を除き、合計5MBを限度とする。

8. 情報伝達のための平時の準備

発災時に円滑な情報伝達が図られるよう、次の(1)～(6)により平時の準備を実施することとする。

(1) 対象施設の基本情報の把握等

対象施設の基本情報については、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)で共有されているデータを活用することとし、「様式1」及び「様式2」については、毎年度のBIMMS-Nのデータ更新後速やかに、次の①～③により施設情報等の更新を図ることとする。

- ① 官庁営繕部等はBIMMS-Nデータを出力し、対象施設の施設情報を「様式1」に転記し、優先対応施設、震度観測点に係る情報を付記した上で、各省各庁に送付する。
- ② 各省各庁は送付された「様式1」の内容を確認し、修正等が必要であれば、官庁営繕部等に伝達する。
- ③ 各省各庁は「様式1」の施設情報を転記するとともに、宛先、送受元、施設名、所在地、及び震度観測点を記入した「様式2」を作成し、各施設に備える。

また、毎年度のBIMMS-Nデータの更新時期以外で、臨時に登録情報に変更が生じた場合は、情報共有の観点から、各省各庁は変更内容を官庁営繕部等に伝達することとする。

なお、施設の被災状況の正確な把握にあたっては、被災前後の状態の比較が有効となる場合があるため、可能な限り平時の対象施設の状況(柱や壁のひび割れ状況等)を写真等で記録しておくことが望ましい。

(2) 情報伝達窓口の確認

各省各庁及び官庁営繕部等は情報伝達窓口の役職、電子メールアドレス、送信可能なファイル形式等を予め確認しておくこととし、組織改編や人事異動等により変更する場合、変更内容を予め被災情報の送信先又は受信先に伝達することとする。

また、電子メールについては、人事異動によらないアドレスの設定に努めることとする。

(3) 施設に応じた点検体制の整備

施設管理者は、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」を参考に、予め点検内容を確認し、維持管理契約に災害時の点検実施を盛り込むなど、施設に応じた点検実施体制の整備を図る。

なお、施設の実状に応じて、建物の地震応答を計測・記録する装置を建物内に設置し、計測された地震応答を参考にして構造体等の被害の程度を推計するシステムを導入することも考えられる。

(4) 合同庁舎等における体制整備

合同庁舎（総合庁舎等を含む。以下「合同庁舎等」という。）の管理官署は、各入居官署の被災情報をとりまとめ、官庁営繕部等に伝達することとする。このため、庁舎点検の役割分担や連絡体制について、あらかじめ合同庁舎等内でルール化を図ることとする。

また、勤務時間外に発災した場合、災害応急対策活動を実施する官署が入居する合同庁舎等であっても、管理官署による点検や被災情報のとりまとめが直ちに実施されないことも想定される。

このため、ルール化にあたっては、勤務時間内だけでなく、勤務時間外の対応についても定め、災害応急対策活動を実施する官署の業務継続に支障が生じないように留意する。

(5) 訓練等の実施

各省各庁及び官庁営繕部等は、防災訓練の場を活用して情報伝達訓練を実施するなど、被災情報伝達方法の習熟に努めることとする。また、官庁営繕部等は各種会議等を通じ、情報伝達ルールや施設管理者による発災後の点検方法について、定期的に各省各庁に対して周知を行うよう努めることとする。

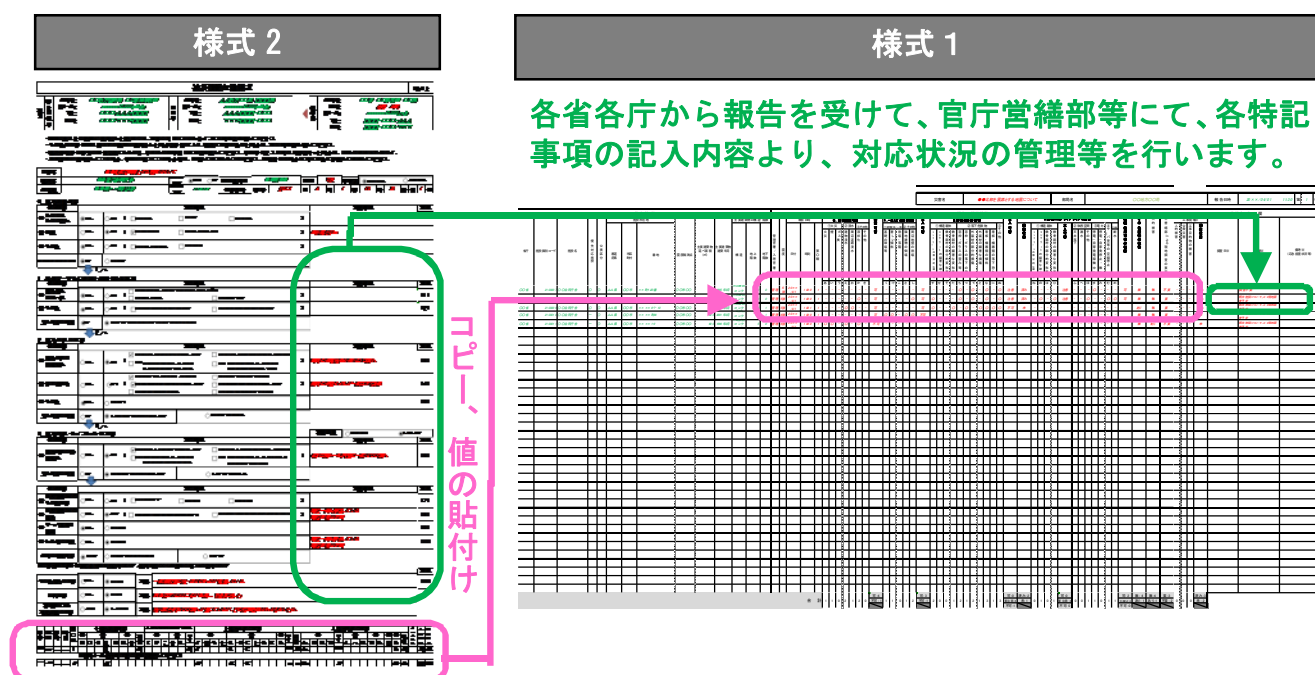
(6) その他

情報伝達に必要な資料（施設リスト、報告様式等）については、平時より、電子情報に加え、紙媒体でも管理するなど、パソコン使用不能時や被災により建物への立ち入り不能となった場合などに備えることとする。

別添 1 被災情報伝達様式作成にあたっての留意点

1) 様式 1 の作成について

- ・ 1施設 1行でとりまとめる。
- ・ 報告者の「管理官署」又は「入居官署」の別、「震度」や「報告日時」、「被災情報」は、様式 2 の最下段の集計欄より転記する。
- ・ 第 2 報以降については、前回報告からの更新箇所を赤字表記とする。
- ・ FAX、携帯電話等で被災情報の伝達報告を受けた場合は、必要事項の記載を行う。
- ・ 「工事現場」にかかる被災情報、現地調査の要否、所見、備考欄は、官庁営繕部等にて入力する。



2) 様式 2 の作成について

① ファイル名称について

- ・ 施設毎に、以下によりファイル名称を設定する。
「施設識別コード+施設名称+第●報」

② 一敷地に複数棟ある場合

- ・ 同一敷地に複数の建物が立地する施設（警察学校や研修所等）、車庫・倉庫等の附属屋がある施設については、全て 1 施設として「様式 2」を作成する。（1 敷地 1 施設）
- ・ 主要建物の被災情報を中心に記入し、主要建物以外については、著しい被害の場合に被害情報を記入し、特記事項欄に当該建物の名称を付記する。

③ 複数の機関が入居する施設の場合

- ・ 複数の機関が入居する官庁施設（合同庁舎等）は 1 施設として「様式 2」を作成する。
- ・ 管理官署は各入居官署の継続使用の可否をとりまとめの上、「様式 2」を作成し、各入居官署と共有を図る。

3) 様式3（各施設の被災状況写真）の作成について

- ・被災項目がある場合は、様式3（様式2と同一エクセルファイルの別シート）に、各項目の写真を添付し、様式2の写真欄の番号と部位又は室名等を簡潔に付記する(1施設1ファイル)。
- ・データ容量が大きい場合は、「様式3」のみPDF形式による提出も可とする。また、写真のデータ容量についてはパソコンのプリントスクリーン機能等による低減も有効である。
- ・添付する写真が膨大になる場合は、施設の立入可否や継続使用可否に対する影響が大きいと考えられる写真を優先して添付することとする。
- ・「様式3」のA4枠内であれば、写真貼付枠等の変更は可とする。

被災情報伝達様式

様式2

Header information table including agency name (〇〇地方整備局), email (xxxxxxx@XXX.milt.jp), and disaster type (震度5強以上の地震).

- 震度5強以上の地震が観測された地域では、被害の有無にかかわらず、被災情報を伝達してください。
-その他の災害(震度5弱以下の地震が観測された場合を含む)により、施設に被害が生じた場合は、被災情報を伝達してください。
-施設管理者は自身の安全を確保しながら、各点検の段階毎に点検を実施してください。
-津波警報が発令されている場合、余震が続いている場合等は、無理して点検しないでください。

Summary table for the disaster event, including location (港湾合同庁舎), date (20XX年4月1日), and time (10時30分).

0. 建物調査可否

Table for building survey eligibility, with '可' (Yes) selected for '建物調査可否の判定'.

1. 外観を一見して危険と判断できる被害

Table for external appearance damage assessment, with '可' (Yes) selected for '立入可否の判定'.

2. 建物外部の被害

Table for external building damage assessment, with '可' (Yes) selected for '立入可否の判定'.

3. 建物内部・ライフラインの被害

Table for internal building and lifeline damage assessment, with '可' (Yes) selected for '立入可否の判定'.

Table for utility and other damage assessment, including power outage and water supply.

※災害対策本部や災害応急対策業務を行うエリア、通常業務のうち優先度の高いものを行うエリア

Table for other damage assessment, including structural damage to other buildings and human casualties.

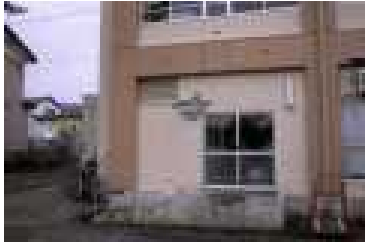

※様式1転記用 被災情報集計欄


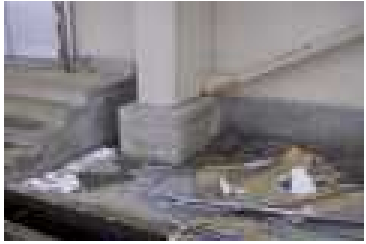
Summary table for disaster information collection, including counts for various damage categories.

※携帯メール送付用(下記の記号を記載してください)

Summary table for mobile mail transmission, using alphanumeric characters for reporting.

写真貼付シート			
施設名	●●港湾合同庁舎	報告日時	20XX年/4/1 10:30
対象災害	●●北部を震源とする地震	第	1 報

遠景	近景
	
番号: (3)	部位: 東外部壁剥離

遠景	近景
	
番号: (4)	部位: 別棟軒天剥離

遠景	近景
番号:	部位:

遠景	近景
番号:	部位:

別添2 携帯電話等メールによる情報伝達方法

各個別施設からの「様式2」による被災情報伝達にあたり、パソコンからの電子メールが使用できない場合には、携帯電話若しくはスマートフォンのメール機能により、主な被災情報、継続使用状況等について、以下により伝達することも可能である。

- 1) 施設名称：件名に入力。併せて、第〇報を併記する。
- 2) 主な被災情報：本文に、「様式2」の被災情報チェック欄【あ】～【め】のうち、該当する記号を入力。
- 3) 継続使用状況等：本文に、「様式2」の建物調査の可否の判定、立入可否の判定、継続使用可否の判定、その他建物の被害の有無、人的被害の有無及び営繕部による現地調査の要否の欄【a】～【m】のうち、該当する記号を入力。

(送信例)

件名：【〇〇合同庁舎】被災情報伝達 第1報

本文：おすちてぬねめ c h m

【様式2】

項目	被害の状況	特記事項	写真
① 人的被害	●無し ○【あ】有り		
② 火災	○無し ●有り □【a】引燃 □【b】火災 □【c】引火 ●【d】油漏れ	●外部窓、機器転倒	
③ 浸水	○無し ●有り □【e】浸水 □【f】漏れ浸水		
建物調査可否の判定	●可 ○【g】不可		

1. 建物全体の被害(外観を一見して危険と分かるもの)

項目	被害の状況	特記事項	写真
① 建物全体又は一部	○無し ●有り □【h】基礎の崩壊・上部構造の崩壊 □【i】崩壊の疑い □【j】倒壊、潰壊		(1)
② その他	○無し ●有り □【k】基礎の崩壊による危険 □【l】崩壊の疑いによる危険		(2)
立入可否の判定	●可 ○【m】不可(建物調査・上記1以上該当する場合)		

2. 建物外部の被害

項目	被害の状況	特記事項	写真
① 構造躯体	○無し ●有り ●【n】コンクリートの部分的ひび割れ・剥離 □【o】コンクリートの全面ひび割れ・剥離 □【p】鉄骨の柱・梁の部分的腐食 □【q】鉄骨の柱・梁の全面腐食	●雨漏り、外壁柱状カサにひび割れ	(3)
② 落下危険物	○無し ●有り ●【r】窓枠・ガラスの落下の危険 □【s】窓枠・ガラスの落下の恐れ ●【t】外装材のひび割れ・剥離 □【u】外装材の脱落の恐れ □【v】屋敷、屋根材の剥離 □【w】屋根、屋根材の落下の恐れ	●雨漏り、外壁タイルの一部落下(別報)	(4)
③ その他	○無し ●有り		(5)
立入可否の判定	●可 ○【x】不可(建物調査)		

3. 建物内部・ライフラインの被害 「0.人的被害等」に該当するものが認められた場合は、0に記入して下さい。

項目	被害の状況	特記事項	写真
① 執務空間(※)の電力	○無し ●有り ●【y】停電(非常用発電機稼働中) □【z】停電(非常用発電機停止)	□【aa】一部停電 □【ab】完全停電	(6)
② サーバ室等の空調	○無し ●有り	□【ac】一部停止 □【ad】完全停止	(7)
③ トイレ等の給水	○無し ●有り	□【ae】一部断水 □【af】完全断水	(8)
④ 執務空間(※)等のその他被害	○無し ●有り □【ag】天井落下 □【ah】漏れ ●【ai】その他	●5階ホール内壁の一部にひび割れ	(9)
業務継続可否の判定	○【aj】可 ●【ak】不可		
営繕部による現地調査の要否	●不要 ○【al】必要	理由 柱に部分的なひび割れが生じているが、どの程度危険か分からないため。	

【携帯電話画面】

宛先 ××××××@xxx.go.jp
××××××@mit.go.jp

件名 【〇〇庁舎】被災情報伝達(第1報)

おすちてぬねめ c h m

〇〇省〇〇事務所〇〇課 山田太郎

① 件名に施設名を記載

② 「あ～め」及び「a～m」の記号が付された項目のうち、該当するものの記号を、連続で入力し、そのまま送信